

# 令和 6 年 4 月に義務化される 事項について

令和 6 年 3 月 15 日

江戸川区 福祉部 障害者福祉課  
事業者支援係

# 令和6年4月に義務化される事項の概要

|   | 項目                          | 対象サービス                       | 内容                                                           | 経過措置期間             | 義務化開始時期 |
|---|-----------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------|---------|
| 1 | 感染症対策の強化                    | 全サービス                        | ①委員会の開催<br>②指針の整備<br>③研修の実施<br>④訓練（シミュレーション）の実施              | R3.4.1～<br>R6.3.31 | R6.4.1～ |
| 2 | 感染症・非常災害発生時の業務継続計画に向けた取組の強化 | 全サービス                        | ①業務継続に向けた計画等の策定<br>②研修の実施<br>③訓練（シミュレーション）の実施                | R3.4.1～<br>R6.3.31 | R6.4.1～ |
| 3 | 安全計画の策定                     | 全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設        | ①事業所の設備の安全点検<br>②安全計画の策定<br>③従業者への研修及び訓練の実施<br>④従業者及び保護者への周知 | R5.4.1～<br>R6.3.31 | R6.4.1～ |
| 4 | 送迎車両における安全装置の設置義務化等         | 児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス | ①送迎車両に車内の利用児童の見落としを防止する装置の装備<br>②利用児童の所在確認                   | R5.4.1～<br>R6.3.31 | R6.4.1～ |

# 過去の義務化事項

## 障害者虐待防止の更なる推進

R 4 年度から義務化（R 3 年度は努力義務）

- ① 従業者への研修実施
- ② 虐待防止委員会の設置
- ③ 虐待防止委員会での検討結果を従業者に周知徹底する
- ④ 虐待の防止等のための責任者の設置

※虐待防止委員会に求められる役割

- ・虐待の未然防止
- ・虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討 など

# 過去の義務化事項

## 身体拘束等の適正化の推進

R 4 年度から義務化（R 3 年度は努力義務） 運営基準の④は既規定

### <運営基準>

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催。  
同委員会の結果について、従業者に周知徹底する。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  
※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。
- ④ 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

# 過去の義務化事項

## 身体拘束等の適正化の推進

### <減算の取扱い>

前ページの運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。  
(身体拘束廃止未実施減算 5 単位/日) (令和 5 年度まで)

ただし、①から③については、令和 5 年 4 月から適用する。

### <参考>

障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の 適正化委員会と虐待防止責任者の役割  
[001141662.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_001141662.pdf)

(出典) 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室  
虐待防止専門官/障害福祉専門官 松崎貴之

The background features abstract green geometric shapes, including triangles and polygons, in various shades of green, creating a modern and dynamic look.

# ① 感染症対策の強化 について (全サービス)

## ① 感染症対策の強化

### (1) 感染症対策委員会の定期的な開催

- ・事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会を設置すること。
- ・専任の感染対策を担当する者を定めること。
- ・定期的に開催(3か月に1回以上)すること。  
また、感染症流行時期等に考慮して、必要に応じて随時開催すること。
- ・結果を全従業員に周知すること。
- ・構成員の責務及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を決めておくこと。

### (2) 指針の整備

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・平常時の対策と発生時の対応を規定すること。

※指針の整備等に係る詳細については次の厚生労働省HP  
「感染症対策指針作成の手引き等について」を参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

# ① 感染症対策の強化

## (3) 定期的な研修・訓練の実施

- ・研修は、感染対策の基本的内容等の適切な知識の普及・啓発及び事業所の指針の周知徹底を目的とする。
- ・訓練においては、感染症の発生時に迅速に行動できるよう、事業所内の役割分担を確認し、演習等を実施する。実施手法は、机上と実地を組み合わせながら実施することが望ましい。
- ・全従業員に対して実施すること。  
調理や清掃の業務を委託している場合は、委託を受けている者に対しても事業所の指針を周知すること。
- ・定期的に実施(年2回以上)し、新規採用職員には必ず実施すること。
- ・研修、訓練の実施記録を作成すること。





② 感染症・非常災害発生時の  
業務継続に向けた取組の強化  
(全サービス)

## ② 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

### 業務継続計画(BCP)について

#### BCPとは

BCP(ビー・シー・ピー)とはBusiness Continuity Planの略称で、業務継続計画などと訳されます。

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画のことです。

出典：「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン(厚生労働省)」(P. 3)

## ② 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

### 社会福祉施設等における業務継続計画(BCP)について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められます。

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定める「業務継続計画」(BCP)を策定することが有効であることから、介護分野や障害福祉分野等においては、運営基準の見直しにより、当該計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられました。

出典：「令和2年度 社会：援護局関係主管課長会議資料 資料5(厚生労働省)」(P.29)

## ② 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

### (1) 業務継続計画の策定

感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画を策定すること。

- ・業務継続計画には、下表の項目等を記載してください。
- ・各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。  
(次ページに厚生労働省HPのURLを掲載しています。)
- ・感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。

| 感染症に係る業務継続計画                               | 災害に係る業務継続計画                                         |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| ①平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、装備品の確保等)   | ①平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) |
| ②初動対応                                      | ②緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)                           |
| ③感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) | ③他施設及び地域との連携                                        |

## ② 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

※業務継続計画の策定については厚生労働省HPにおいて、業務継続計画の作成を支援するための研修動画及びガイドライン等が紹介されています。  
自然災害編と新型コロナウイルス感染症編に分かれて掲載されています。  
以下のWAMNETのホームページを参照ください。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html>

## ② 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

### (2) 業務継続計画の周知及び定期的な研修・訓練の実施

- ・研修において、業務継続計画の具体的内容を職員に共有すること。
- ・訓練において、事業所内の役割分担の確認や、感染症や災害の発生時に実践する支援の演習等を実施すること。
- ・全従業員に対して実施すること。
- ・研修及び訓練は、定期的実施(年1回以上)すること。
- ・研修や訓練の実施記録を作成すること。
- ・感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

### (3) 業務継続計画の定期的な見直し

- ・業務継続計画において、あらかじめ役割分担を明確にし、情報を正しく把握したうえで、意思決定者から指示できる仕組みが必要。  
(例)各担当者を決めておく、連絡先を整理する、必要な物資を整理しておく、事業所内で共有する等
- ・研修や訓練で生じた課題を踏まえて、定期的に見直すこと。



③安全計画の策定について  
(全ての障害児通所支援事業所)

## ③ 安全計画の策定

### (1) 安全計画の策定

事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定**安全計画**)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。

- ※ 安全計画の策定の詳細及び作成例については、令和5年7月6日に江戸川区から区内障害児通所支援事業所の登録メールアドレスに「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を発出しておりますので、再度ご確認ください。

**上記の江戸川区発出資料のリンク先**

[研修会・集団指導 江戸川区ホームページ \(city.edogawa.tokyo.jp\)](https://city.edogawa.tokyo.jp)



### ③ 安全計画の策定

#### (2) 従業者に対する周知及び研修・訓練の実施

従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施すること。

#### (3) 保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知

障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容などについて周知すること。

#### (4) 定期的な安全計画の見直し・変更

定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

# ④送迎車両における安全装置の 設備義務化等について

(児童発達支援センター、  
児童発達支援、放課後等デイサービス)

## ④ 送迎車両における安全装置の設置義務化

令和5年4月1日より、送迎時の児童の見落としを防止するため、送迎車両ヘブザー等の安全装置の設置が義務付けられた。

### <経過措置>

令和6年3月31日までの間、安全装置の設置が難しい場合は、車内の安全確認を実施する等の代替措置を講ずることとして差し支えない。

経過措置期間にかかわらず、車内置き去りによる熱中症等のリスクがさらに上昇すること等、こどもの安全を第一に考え、極力早期の安全装置の設置をご検討ください。

なお、やむを得ず安全装置が装備できていない間も、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方にこどもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなどの代替措置を徹底してください。

## ④ 送迎車両における安全装置の設置義務化

### (1) 乗車及び降車時の所在確認

事業者は、利用児童の事業所外の活動、取組等のための移動その他の移動のために自動車を運行するときは、利用児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

### (2) 送迎車への安全装置の設置

事業者は、利用児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは当該自動車にブザーその他の車内の利用児童の見落としを防止する装置を備えこれを用いて前項に定める所在の確認を行わなければならない。

→『送迎車への安全装置の設置』のみが義務化されるわけではありません。  
乗車及び降車時の確実な方法による所在の確認が必要です。

## ④ 送迎車両における安全装置の設置義務化

【東京都事業】 令和5年度障害児通所支援事業所における送迎バス等安全対策支援事業について

東京都で、児童発達支援、放課後等デイサービス等において、送迎用車両(座席が2列以下のものを除く)へのブザー等の安全装置設置が義務付けられることに伴い、安全装置の購入・設置に係る補助事業を実施しています。

※申請には期限があります。詳細は、下記の担当部署までお問い合わせください。

東京都 福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当  
連絡先／03-5320-4374

### ＜留意事項＞

令和6年3月31日以降は経過措置終了に伴い、送迎車両に安全装置が未設置の事業所については、基準違反となります。未設置の事業所におかれては、早期に送迎用車両への安全装置の設置を進めていただきますよう、お願いいたします。

## ④ 送迎車両における安全装置の設置義務化

<対象となる車両について>

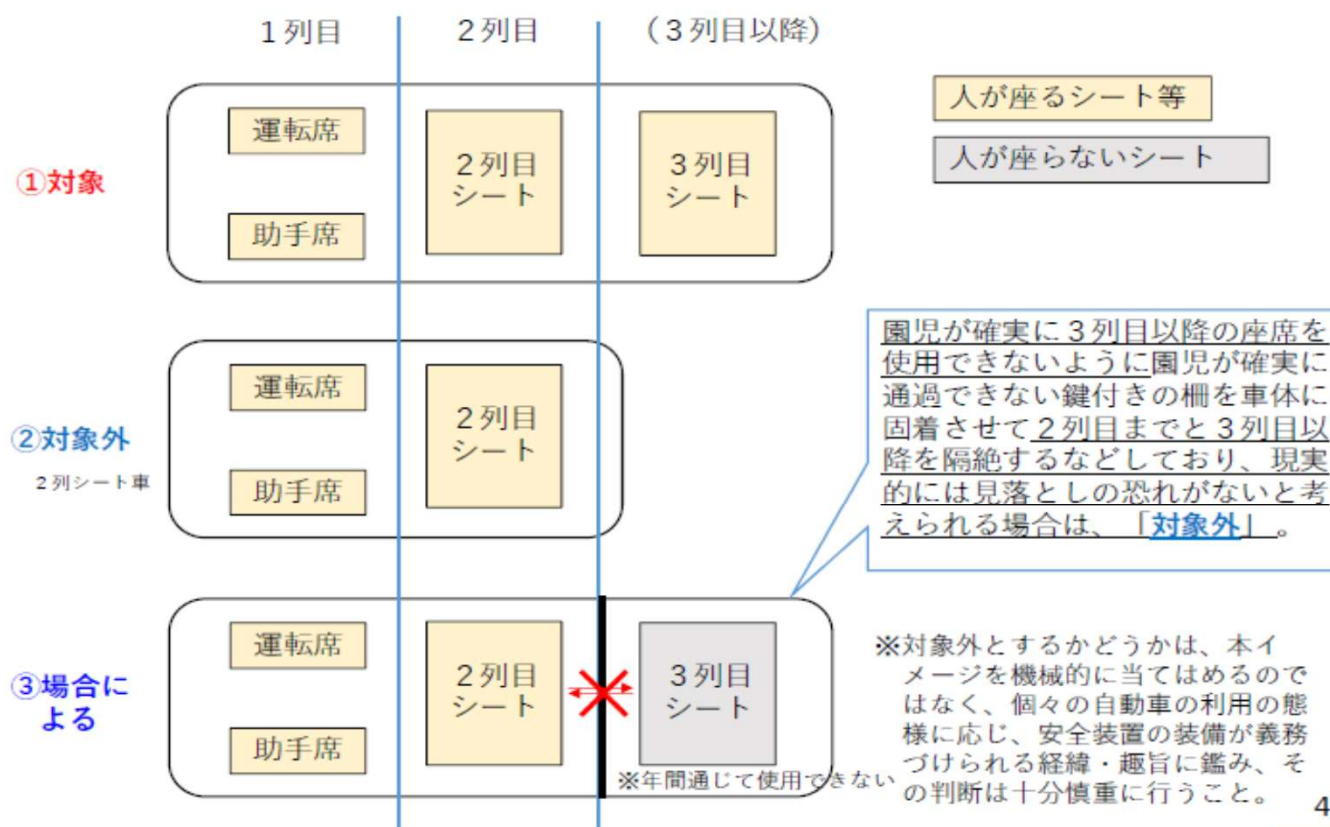
送迎に使用される自動車のうち、座席(※)が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

※「座席」には、車いすを使用する児童が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

→詳細については次のページを参照。

## ④ 送迎車両における安全装置の設置義務化

### 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①

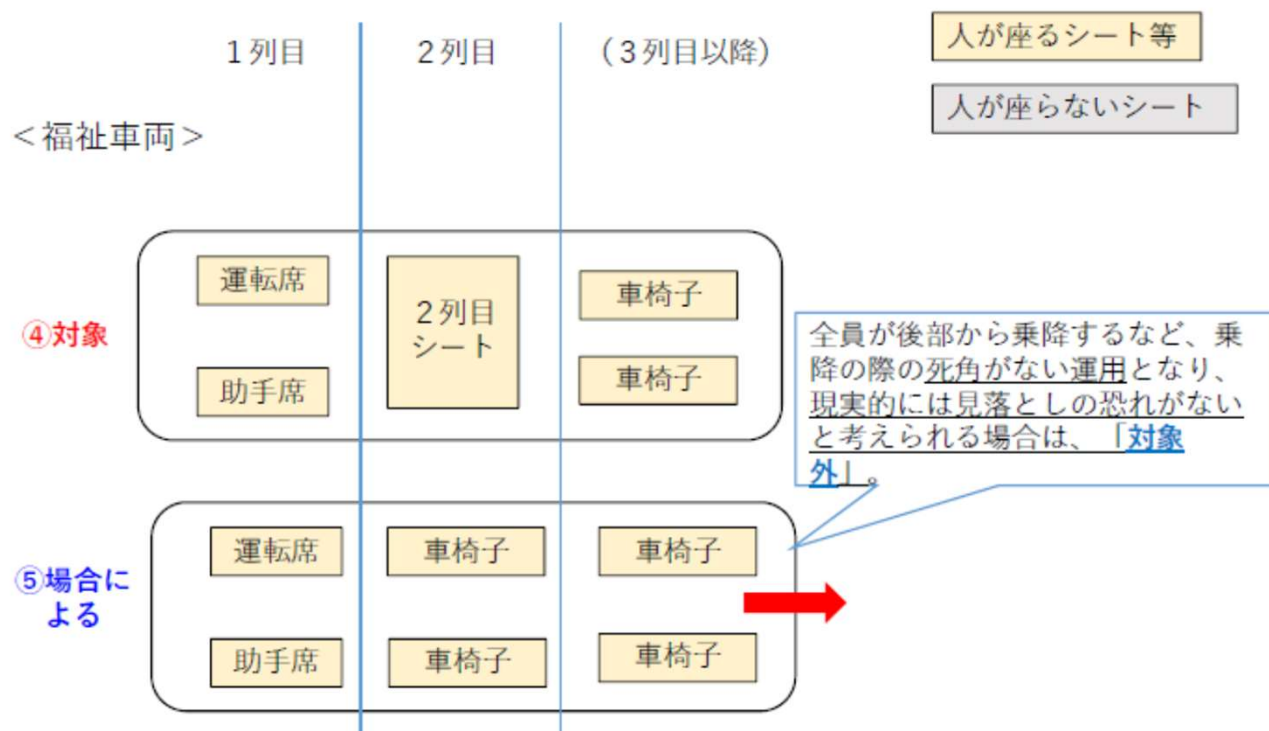


※送迎バス安全装置・国資料抜粋



## ④ 送迎車両における安全装置の設置義務化

### 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

※送迎バス安全装置・国資料抜粋



## ④ 送迎車両における安全装置の設置義務化

### <装備すべき安全装置>

国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するもの。（装置の詳細については次ページを参照）

今後、各事業所において以下の安全装置リストを参考に購入する装置を選択する。  
（リストの内容は随時更新される予定。）

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて(子ども家庭庁)

<http://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

## ④ 送迎車両における安全装置の設置義務化

### 安全装置の概要について

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置  国土交通省

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

#### 降車時確認式の装置



#### 自動検知式の装置



## ④ 送迎車両における安全装置の設置義務化

ガイドラインにおいて規定された主な要件



- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

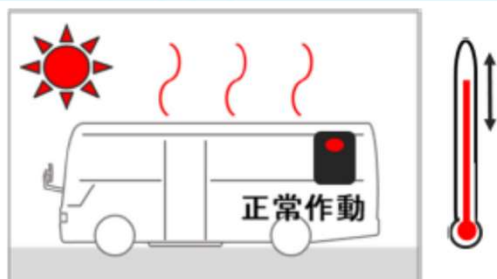
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

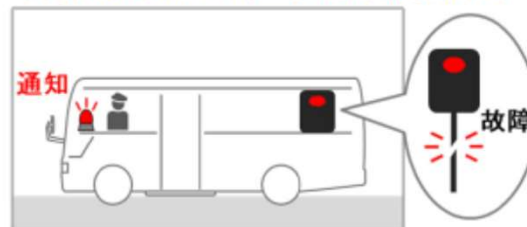


- ③ 十分な耐久性を有すること  
例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



## ④ 送迎車両における安全装置の設置義務化 毎日使えるチェックシート（国の例示）等

【日々の送迎時における見落とし防止】

- ・運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に子供の所在確認を行ったことを記録する書面を備える。

【こどものバス送迎・安全徹底マニュアル】

- ・送迎用バス運行に当たっての各園での取組の補助資料として国が作成。
- ・バス送迎の業務の流れに沿ったポイント等を整理。

※マニュアルは以下のHPに掲載されていますので、ご活用ください。  
（右記のチェックシートも、wordファイルで掲載しており、各施設の状況に応じて編集可能です）

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen\\_kanri.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen_kanri.html)

### チェックシート活用例

|                                     |                                                        |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 10月1日(月): <u>登園</u> / 降園            |                                                        |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 同乗職員は、バスに乗る こどもの数を数えた。                                 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 同乗職員は、バスから降りた こどもの数を数え、全員が降りたことを確認した。                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 同乗職員は、連絡のない こどもの欠席について、出席管理責任者に確認した。                   |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 運転手は、バスを離れる前に、車内に こどもが残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て、確認した。 |
| 運 転 手: _____                        |                                                        |
| 同乗職員: _____                         |                                                        |
| 上記報告を受けた: _____                     |                                                        |